別紙-4① 監督員

考査項目		細別	対象			評価対象項目		
1 施工体制	I ;	施工体制一般			① 作業の分担の範囲が、	下請業者を含め、書面に	明確に記載されている。	
					② 品質管理体制が、書面	jに適切に記載されている。		
					③ 安全管理体制が、書面	iに適切に記載されている。		
					④ 現場の施工体制(品質る。	【管理、安全管理を含む) /	が、書面と一致してい	
					⑤ 工事規模に応じた人員	、機械配置がなされ施工	している。	
					建設業退職金共済制度 ⑥ 証紙の購入が適切に行 ている。	(建退共)の趣旨を下請業 われ、配布が受け払い簿		
					⑦ 元請業者が、下請業者	の施工結果を十分に検査	している。	
					8 現場における施工体制 施している。	に対し、本支店等による-	十分な支援体制を整え実	
						ックリストのうち、施工( 事項に対する改善が速や)		
					⑩ その他			
					理由:			
				(減	i点)該当すれば d 評価とす	-る。		
				□ 施工体制一般に関して、監督員から文書による改善指示を行った。				
				(減	(減点) 該当すれば e 評価とする。			
					施工体制一般に関して、監	督員からの文書による改	善指示に従わなかった。	
					評価			
a		b			c	d	е	
施工体制が優れている	5	施工体制が良好である			施工体制が適切である	施工体制がやや不適切で ある	施工体制が不適切である	
該当項目が90%以上	f項目が90%以上・・・・・・・		a	(I)	「対象」欄にチェックボッ			
該当項目が80%以上	9 0	%未満・・・	b	1	チェックし、評価すべき項	[目でない場合は空白のま]	まとする。	
該当項目が60%以上80%未満・・・		С	2	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する				
該当項目が60%未満・・・・・・・			d	3	③ 評価値 ( %) = (評価数/対象評価項目数) ×100			
		評価=						

別紙-4② 監督員

考査項目		細別	対象			評価対象項目		
1 施工体制		配置技術者 現場代理人			① 現場代理人として、エ	事全体の把握ができている	る。	
	等)	<b>兄炀</b> 八垤八			② 現場代理人として、監	督員への報告、協議等を	書面で行っている。	
					③ 契約書、設計図書等を	:理解し、現場に反映して	工事を行っている。	
						(第19条(条件変更等)第1 3く設計図書の照査を行って		
					⑤ 書類及び資料が適切に	整理されている。		
					⑥ 作業環境、気象、地質	(条件等の把握及び対応になる)	努めている。	
					⑦ 工事に必要な専門技術	f者を選任し、配置してい <i>。</i>	る。	
					⑧ 作業に必要な作業主任	者を選任し、配置している	る。	
					⑨ 主任(監理)技術者とし	て技術的判断に優れ、良好	好な施工に努めている。	
					⑩ 施工体制、施工状況を	:把握し、下請け、部下等	をよく指導している。	
					⑪ 施工等に伴う提案又は	工夫をもって工事を進めて	ている。	
						ックリストのうち、施工( 事項に対する改善が速や		
					13 その他			
					理由:			
				(減	えた) 該当すれば d 評価とす	-る。		
					配置技術者に関して、監督	員から文書による改善指表	示を行った。	
				(減	式点) 該当すれば e 評価とす	-る。		
					] 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。			
					評 価			
а		b			С	d	е	
配置技術者として優いる	Eれて 配置技術者として良好で ある		j	配置技術者として適切である	配置技術者としてやや 不適切である	配置技術者として不適 切である		
該当項目が90%以」	٤٠٠		a	<u>(1)</u>	「対象」欄にチェックボッ	・ クスがある項目は、評価 <sup>・</sup>	すべき項目の場合に	
該当項目が80%以」	L90	%未満・・・	b	(1)	チェックし、評価すべき項	目でない場合は空白のま	まとする。	
該当項目が60%以上80%未満・・・			С	2	)削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。			
該当項目が60%未満・・・・・・ d				3	評価値 (%) = (評価数/対象評価項目数)×100			
		評価=						

<sup>※1</sup> 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工する時は、当該専門工事に 関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば専門技術者を兼ねることができる。

<sup>※2</sup> 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

別紙-4③ 監督員

考査項目		細別	対象			評価対象項目				
2 施工状況	Ι	施工管理			① 約款第19条に基づく設	計図書の照査結果につい	て、協議を行っている。			
					② 施工計画書が、工事着 出されている。	手前(計画内容に変更が	生じた場合を含む)に提			
					③ 施工計画書が、設計区	書及び現場条件を反映し	た内容となっている。			
					④ 施工計画書に、出来形	・品質確保のための記載	がある。			
					⑤ 施工計画書に基づき、	日常の出来形・品質の管理	理を適切に行っている。			
					⑥ 施工図作成にあたり、	関連工事と遅滞なく、調整	が十分に図られている。			
					⑦ 工事打合せ書等の工事	記録の整備が、適時に行	われている。			
					⑧ 施工計画書の記載内容	と現場施工方法が、一致	している。			
					⑨ 一工程の施工の検査・	確認の報告が、適時に行	われている。			
					⑩ 現場内での整理整頓が	、日常的に行われている。	)			
					⑪ 使用する建築材料(以 という。)の調達の計	下「材料」という。)・読 画及び搬入後の管理が適	設備機材(以下「機材」 切である。			
					⑩ 社内検査が計画的に行	われている。				
					① 独自のチェックリスト	等の管理基準により、管理	理されている。			
					(4) 低騒音、低振動及び排 る。	出ガス対策型の建設機械。	及び車両を使用してい			
					建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に 行われている。					
					(B) 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。					
					<ul><li>⑦ その他</li></ul>					
					理由:					
				(減	点)該当すれば d 評価とす	 <sup>-</sup> る。				
							を行った。			
				(減	点) 該当すれば e 評価とす	-る。				
					施工管理に関して、監督員	からの文書による改善指表	示に従わなかった。			
					評 価					
а		b			С	d	е			
施工管理が優れてい	れている 施工管理が良好である		)	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切 である	施工管理が不適切である				
該当項目が90%以」	上			<u> </u>	「対象」欄にチェックボッ					
該当項目が80%以上90%未満・・・		b	1)	① チェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。						
該当項目が60%以上80%未満・・・			С	2	)削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。					
該当項目が60%未満	<b></b>		d	3	評価値 ( %) = (評価数/対象評価項目数) ×100					
		評価=								

別紙-4④ 監督員

考査項目		細別	対象			評価対象項目		
2 施工状況	ΙΙ	工程管理			① 実施工程表が工事着手 いる。	前に提出され、関連工事	との調整も適切に行って	
					② 現場での工程管理を詳 ている。	細工程表やパソコン等を	用いて、日常的に把握し	
						。 を実施し、請負者の責に ぼす工程の遅れがない。	より関連工事及び入居官	
					④ 現場または施工条件の	変更への対応が積極的で、	、処理が早い。	
					⑤ 工程に関する各種制約 家を行っている。	等があるにもかかわらず。	、工期内にスムーズに作	
				⑥ 請負者の責による夜間や休日の作業がない。				
				⑦ 休日・代休の確保を行	っている。			
					8 近隣住民(入居官署等 捗を行っている。	を含む)との調整を積極	的に行い、円滑な工事進	
						ックリストのうち、施工( 事項に対する改善が速や)		
					⑩ その他			
					理由:			
				(減点) 該当すれば d 評価とする。				
				□ 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。				
				(減	(減点) 該当すれば e 評価とする。			
					工程管理に関して、監督員	からの文書による改善指	示に従わなかった。	
					評 価			
a		b			С	d	е	
工程管理が優れてい	れている 工程管理が良好で		である	)	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切 である	工程管理が不適切である	
該当項目が90%以	Ŀ··		a	(I)	「対象」欄にチェックボッ			
該当項目が80%以」	E90	%未満・・・	b	1)	チェックし、評価すべき項	[目でない場合は空白のま]	まとする。	
亥当項目が60%以上80%未満・・・		С	2	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。				
該当項目が60%未済	<b></b>		d	3	評価値 ( %) = (評価数/対象評価項目数) ×100			
		評価=						

別紙-4⑤ 監督員

考査項目		細別	対象			対象評価対象項目	
2 施工状況	Ш	安全対策			① 災害防止 (工事安全) 整備されている。	協議会等を設置し、1回/	/月以上活動し、記録が
					② 店社パトロールを1回	/月以上実施し、記録が	整備されている。
					③ 各種安全パトロールで かつ関係者に是正指示	・ 指摘を受けた事項につい としている。	て、速やかに改善を図り
					④ 安全教育·安全訓練等	を適時適切に実施し、記録	禄が整備されている。
					⑤ 安全巡視、TBM、K	Y等を実施し、記録を整位	<b>満している。</b>
					⑥ 新規入場者教育を実施 備されている。	iし、実施内容に現場の特付	生が反映され、記録が整
					⑦ 現場の各工程において	適時適切に、安全管理の打	昔置をしている。
					<ul><li>⑧ 重機操作に際して、誘 れている。</li></ul>	導員配置や重機と人の行動	動範囲の分離措置がなさ
					9 山留め等について、設 実施されている。	置後の点検及び管理がチェ	ェックリスト等を用いて
					⑩ 仮設工事において、設 ト等を用いて実施され	電完了時や使用中の点検 でいる。	及び管理がチェックリス
					① 使用機械、工具等の点	は検整備等がなされ、十分は	こ管理されている。
					② 工事現場における保安 でいる。	設備等の設置・管理が適	刃であり、よく整備され
					③ 過積載防止に十分に取	り組んでいる。	
						ックリストのうち、施工( 事項に対する改善が速や	
					15 その他		
					理由:		
				(減	 点)該当すれば c 評価とす	-る。	
					安全対策に関して、法令遵	守の措置内容に該当する	場合。
				(減	点) 該当すれば d 評価とす	~る。	
					安全対策に関して、監督員	から文書による改善指示	を行った。
				(減	i点)該当すれば e 評価とす	-る。	
					安全対策に関して、監督員	からの文書による改善指表	示に従わなかった。
					評価		
a		b			С	d	е
安全対策が優れてい	こいる 安全対策が良好である			)	安全対策が適切である	安全対策がやや不適切 である	安全対策が不適切である
該当項目が90%以上	当項目が90%以上・・・・・・ a			(I)		・クスがある項目は、評価~	
亥当項目が80%以上90%未満・・・ b			b	T	チェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。		
亥当項目が60%以上80%未満・・・		С	2				
該当項目が60%未満	<b></b>		d	3	評価値 ( %) = (評価数/対象評価項目数) ×100		
	評価=						

別紙-4⑥ 監督員

考査項目		細別	対象			対象評価対象項目		
2 施工状況	IV	対外関係			① 工事施工にあたり、関 ラブルの発生がない。	保官公署等の関係機関と	<b>協議及び調整を行い、ト</b>	
					② 工事施工にあたり、近 ② 整を行っている。	隣住民(入居官署等を含む	い) と適切に協議及び調	
					③ 引渡し時に入居官署に る。	対し、保守管理についてi	適切な説明を行ってい	
					④ 工事の目的及び内容を やすく周知している。	、工事看板などにより地場	域住民や通行者等に分り	
						を含む)対策を実施し、。 行い、以後のトラブルが7		
					⑥ 現場のイメージアッフ	『に、取り組んでいる。		
						ックリストのうち、施工( 事項に対する改善が速や		
					⑧ その他			
					理由:			
				(減	i点)該当すればd評価とす	·る。		
					対外関係に関して監督員か	 いら文書による改善指示を行		
				(減	(減点) 該当すれば e 評価とする。			
					] 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。			
					評 価			
a		b			С	d	е	
対外関係が優れている	5	対外関係が良好	である		対外関係が適切である	対外関係がやや不適切で ある	対外関係が不適切である	
該当項目が90%以」	Ŀ··		a		「対象」欄にチェックボッ	クスがある項目は、評価	すべき項目の場合に	
該当項目が80%以上90%未満・・・		b	(1)	チェックし、評価すべき項				
該当項目が60%以」	£80	%未満・・・	С	2	削除項目のある場合は削除後の	評価項目数を母数として、比率	(%) 計算の値で評価する。	
該当項目が60%未満・・・・・・・			d	3	評価値 (%) = (評価数/対象評価項目数) ×100			
		評価=						

別紙-4⑦ 監督員

考査項目		細別	対象			対象評価対象項目		
3 出来形及び 出来ばえ	Ι	出来形			① 承諾図等が、設計図書	を満足している。		
四木はん					② 施工図等が、設計図書	を満足している。		
					③ 現場における出来形が	設計図書を満足し、適切な	な施工である。	
					④ 施工計画書等で定めた	出来形の管理基準に基づ	き、管理している。	
					⑤ 出来形の管理記録が適	i切にまとめられており、糺	結果が良好である。	
					⑥ 出来形の管理方法を工	夫している。		
				□ ⑦ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適ちである。				
					⑧ 不可視部分となる出来	形が、工事写真、施工記録	禄により確認できる。	
					9 その他			
					理由:			
				(減	i点)該当すれば d 評価とす	~る。		
					出来形の管理に関して、監		指示を行った。	
				(減	i点)該当すれば e 評価とす	-る。		
					建設工事請負基準約約款第18条に基づき監督員が改造請求を行った。			
					評 価			
a		b			С	d	е	
出来形が優れている		  出来形が良好でる 	ある		出来形が適切である	出来形がやや不適切であ る	出来形が不適切である	
該当項目が90%以」	٤٠٠		а		「対象」欄にチェックボッ			
該当項目が80%以上90%未満・・・		b	① 「対象」 欄にアエック					
该当項目が60%以上80%未満・・・			С	2	)削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率 (%) 計算の値で評価する。			
該当項目が60%未満	<b></b>		d	3	評価値 (%) = (評価数/対象評価項目数)×100			
		評価=						

<sup>※1</sup> 出来形の対象は、「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的部の経常、寸法、位置、数量ならびに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

別紙-48 監督員

考査項目		細別	対象			評価対象項目			
3 出来形及び 出来ばえ	II 品	質 築工事			① 材料・製品の品質が、	製作図等により確認でき、記	設計図書を満足している。		
山米はん	) (注:	<b>架</b> 上 争			② 品質確認記録の内容が	、適切である。			
	I	[事比率			③ 施工の各段階における	完了時の、品質が適切でな	ある。		
		1.00			④ 躯体工事における施工	の品質が、良好である。			
	小数点	以下2位まで ※3			□ ⑤ 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。				
		<b>~</b> 5			⑥ 不可視部分となる品質確	認のための工事写真、施工	記録等が整備されている。		
					⑦ その他				
					理由:				
				(減	i点)該当すれば d 評価とす	`る。			
					品質の管理に関して、監督	員から文書による改善指表	示を行った。		
				(減	点) 該当すれば e 評価とす	`る。			
					□ 建設工事請負基準約款第18条に基づき監督員が改造請求を行った。				
					評 価				
а		b			С	d	е		
品質が優れている	品	質が良好である	3		品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である		
該当項目が90%以」	Ŀ···		a	(1)	「対象」欄にチェックボッ	クスがある項目は、評価~	すべき項目の場合に		
該当項目が80%以上90%未満・・・		未満・・・	b	1)	チェックし、評価すべき項	[目でない場合は空白のま	まとする。		
該当項目が60%以上80%未満・・・		С	2	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。					
該当項目が60%未満	<b></b>	• • • • •	d	3	評価値 (%) = (評価数/対象評価項目数)×100				
	Ī	評価=				※複合工事は「別紙-4	品質計」による。		

- ※1 目的物の品質の水準を評価すること。
- %2 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
- ※3 デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

別紙-49 監督員

考査項目		細別	対象			評価対象項目			
3 出来形及び 出来ばえ		品質 電気設備工事			① 機材の品質が、承諾図	等により確認でき、設計	図書を満足している。		
山木はん		电双放佣工争			② 施工の各段階における る。	完了時の試験方法及び記録	禄の方法が、適切であ		
		工事比率			③ 品質確認記録の内容が	、適切である。			
		1. 00			④ システムの性能及び機 録の内容が設計図書を	能に関する試運転、確認 満足している。	方法等が適切であり、記		
	小娄	女点以下2位まで ※3			⑤ 機材及び施工の品質が	、良好である。			
		,G			⑥ 不可視部分となる品質 いる。	確認のための工事写真、抗	施工記録等が整備されて		
					⑦ その他				
					理由:				
				(減	i点)該当すれば d 評価とす	る。			
				□ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。					
				(減	点)該当すれば e 評価とす	· る。			
					□ 建設工事請負基準約款第18条に基づき監督員が改造請求を行った。				
					評 価				
а		b			С	d	е		
品質が優れている		品質が良好である	5		品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である		
該当項目が90%以」	[目が90%以上・・・・・・・		a			クスがある項目は、評価~	すべき項目の場合に		
該当項目が80%以上90%未満・・・		b	(I)	① チェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。					
該当項目が60%以上80%未満・・・		С	2	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。					
該当項目が60%未派	<b></b>		d	3	評価値 (%) = (評価数/対象評価項目数)×100				
		評価=				※複合工事は「別紙-4	品質計」による。		

- ※1 目的物の品質の水準を評価すること。
- % 2 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
- ※3 デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

別紙-400 監督員

考査項目		細別	対象			評価対象項目		
3 出来形及び 出来ばえ		品質 暖冷房衛生			① 機材の品質が、承諾図	等により確認でき、設計	図書を満足している。	
山木はん		設備工事			② 品質確認記録の内容が	、適切である。		
	<b>∤</b>	幾械設備工事			<ul><li>適 施工の各段階における</li><li>る。</li></ul>	完了時の試験方法及び記録	緑の方法が、適切であ	
					④ システムの性能及び機 録の内容が設計図書を	能に関する試運転、確認 満足している。	方法等が適切であり、記	
		工事比率			⑤ 機材及び施工の品質が	、良好である。		
		1. 00			⑥ 不可視部分となる品質 いる。	確認のための工事写真、対	施工記録等が整備されて	
	小数点以下2位ま				⑦ その他			
	で ※ 4				理由:			
				(洞	t点) 該当すれば d 評価とす	-る。		
						品質の管理に関して、監督	員から文書による改善指	示を行った。
				(洞	t点) 該当すれば e 評価とす	-る。		
					□ 建設工事請負基準約款第18条に基づき監督員が改造請求を行った。			
					評 価			
a		b			С	d	e	
品質が優れている	いる 品質が良好		である		品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である	
該当項目が90%以」	以上・・・・・・・		a	<u> </u>	「対象」欄にチェックボッ	クスがある項目は、評価	すべき項目の場合に	
亥当項目が80%以上90%未満・・・		b	(I)	① チェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。				
該当項目が60%以上80%未満・・・		С	2	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。				
該当項目が60%未満	<b></b>		d	3	評価値( %)=(評価	i数/対象評価項目数)×1	100	
		評価=				※複合工事は「別紙-4	品質計」による。	

- ※1 機械設備工事とは、建設業法における機械器具設置工事をいう。(エレベーター、エスカレーター設備工事を除く。)
- ※2 目的物の品質の水準を評価すること。
- %3 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
- ※4 デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事について、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

別紙-40 監督員

考査項目	細別	対象		評価対象項目	
3 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ 品質 解体工事		C 評価とする。( <b>i</b>	平価値70%)	
			О піще у об		
	工事費率				
	1.00				
	小数点以下2位まで ※				
	,				
				1	
		1			
				,	
	評価=	С	70.0%	※複合工事は「別紙-4品	質計」による。

<sup>※</sup> デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に 評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するもの とし工事比率は1.0とする。

別紙-4品質計 ※複合工事のみ使用

別紙-4品質計	※複合工事のみ	使用				監督」
				品質全体評価		
а	b			С	d	е
品質が優れている	品質が良好	である		品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
亥当項目が90%以上・・		a	品質	の評価		
亥当項目が80%以上90	%未満・・・	b	建	整築工事の評価値(%)×建	築工事の工事比率	=
亥当項目が60%以上80	%未満・・・	С	電	意気工事の評価値(%)×電	気工事の工事比率	=
亥当項目が60%未満・・		d	機	&械工事の評価値(%)×機	械工事の工事比率	=
	評価=		解	F体工事の評価値(%)×解	体工事の工事比率	=
					評価値	計 (%)

別紙-4⑫(1) 監督員

■ 事倫・ 後片づけ閉係	考査項目	細別	評価対象項目
□ 規加 表 対 表 が 表 が 表 が 表 が 表 が 表 が 表 が 表 が 表 が	5 創意工夫		□ 測量・位置出しにおける工夫
■施工関係  ■施工関係    施工に伴う器具・工具・装置類の工夫			現地調査方法の工夫
□施工関係 □施工関係 □施工関係 □施工関係 □施工関係 □施工関係 □施工関係 □施工関係 □ 加工 (			□ その他
■施工関係    施工に作う器具・工具・装置類の工夫			
■施工関係    施工に作う器具・工具・装置類の工夫			
□ 北場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積制的な取組み □ 土工事、 地業工事、 教育建て方、 コンクリート工事等の施工関係の工夫 □ 建築材料・機材等の運搬・ 銀入等を含む施工方法に工夫 □ 電気盛化工事等の配験、配管等の工夫 □ 服务の需要は関工事等の配管、 ダクト等の工夫 □ 短軟両・施工機械等の工夫 □ 加工機械等の工夫 □ 型軟・反場域・迂回路等の計画・施工の工夫 □ 連軟・両・施工機械等の工夫 □ がたって大 □ 大クレン丁法等の採用による工期短縮等の工夫 □ 大クレン丁法等の採用による工期短縮等の工夫 □ 内容を企の配慮による材料選定・施工方法等の工夫 □ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 □ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □ 本の他 □ 理由:  ■品質関係 □ 集計ソフト等の活用と工夫 □ 塩素材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 塩素材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 塩素材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 塩素材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 品質な方法の工夫 □ 本の他 □ 理由:			詳細評価内容:
□ 北場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積制的な取組み □ 土工事、 地業工事、 教育建て方、 コンクリート工事等の施工関係の工夫 □ 建築材料・機材等の運搬・ 銀入等を含む施工方法に工夫 □ 電気盛化工事等の配験、配管等の工夫 □ 服务の需要は関工事等の配管、 ダクト等の工夫 □ 短軟両・施工機械等の工夫 □ 加工機械等の工夫 □ 型軟・反場域・迂回路等の計画・施工の工夫 □ 連軟・両・施工機械等の工夫 □ がたって大 □ 大クレン丁法等の採用による工期短縮等の工夫 □ 大クレン丁法等の採用による工期短縮等の工夫 □ 内容を企の配慮による材料選定・施工方法等の工夫 □ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 □ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □ 本の他 □ 理由:  ■品質関係 □ 集計ソフト等の活用と工夫 □ 塩素材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 塩素材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 塩素材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 塩素材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 品質な方法の工夫 □ 本の他 □ 理由:			
□ 出工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 □ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 □ 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 □ 販得所衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 □ 服明・視界確保等の工夫 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 □ 連載車両・施工機械等の工夫 □ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 □ 加工管理及び品質向上等の工夫 □ ブレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 □ 反設施工等の工夫 □ 反政施工等の工夫 □ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 □ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □ その他 ■ 理由:  ■ 品質関係 □ 集計ソフト等の活用と工夫 □ 駆体工事の品質管理の工夫 □ 遠案材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 協工の検査・試験に関する工夫 □ 品質部弁方法の工夫 □ 品質部弁方法の工夫 □ 品質部介入法 □ この検査・試験に関する工夫 □ 品質部介入法 □ この検査・試験に関する工夫 □ 品質部介入法 □ この検査・試験に関する工夫 □ 品質部介入法 □ この他 ■ 理由:		■施工関係	□ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫
□ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 □ 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 □ 販明・視界確保等の工夫 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 □ 返搬車両・施工機械等の工夫 □ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 □ 放設施工等の工夫 □ がレンプエ法等の採用による工期短縮等の工夫 □ 収売をの工夫 □ 収売をの配慮による材料適定・施工方法等の工夫 □ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □ をの他 理由:  詳細評価内容: □ 駆作工事の品質管理の工夫 □ 強薬材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ 日質記録方法の工夫 □ 日報記録 □ 理由:			□ 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み
電気設備工事等の配線、配管等の工夫 □ 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 □ 照明・視界確保等の工夫 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 □ 避棒車両・施工機械等の工夫 □ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 □ 施工管理及び品質向上等の工夫 □ 仮設施工等の工夫 □ 仮設施工等の工夫 □ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 □ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 □ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □ その他 理由:   ■品質関係 □ 集計ソフト等の活用と工夫 □ 嫁体工事の品質管理の工夫 □ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ その他 理由:			□ 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫
□ 販や房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 □ 照明・視界確保等の工夫 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 □ 運搬車両・施工機械等の工夫 □ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 □ 施工管理及び品質向上等の工夫 □ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 □ 仮設施工等の工夫 □ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 □ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 □ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □ さの他 理由:  詳細評価内容: □ 集計ソフト等の活用と工夫 □ 躯体工事の品質管理の工夫 □ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 品質記録方法の工夫			□ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫
□ 照明・視界確保等の工夫 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 □ 建鍛車両・施工機械等の工夫 □ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 □ ガレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 □ 仮設施工等の工夫 □ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 □ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 □ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □ 老の他 理由:			電気設備工事等の配線、配管等の工夫
□ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 □ 運搬車両・施工機械等の工夫 □ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 □ 施工管理及び品質向上等の工夫 □ びレハブエ法等の採用による工期短縮等の工夫 □ 仮設施工等の工夫 □ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 □ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 □ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □ その他 理由:  詳細評価内容: □ 基準材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 虚築材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ よの他 理由:			□ 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫
□ 運搬車両・施工機械等の工夫 □ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 □ がレハブは等の及用による工期短縮等の工夫 □ 仮設施工等の工夫 □ 仮設施工等の工夫 □ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 □ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 □ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □ 十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二			照明・視界確保等の工夫
□ 型件、足場、山留め等の仮設関係の工夫 □ 施工管理及び品質向上等の工夫 □ だいっプエ法等の採用による工期短縮等の工夫 □ 仮設施工等の工夫 □ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 □ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 □ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □ その他 □ 理由:  詳細評価内容: □ 集計ソフト等の活用と工夫 □ 躯体工事の品質管理の工夫 □ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 施工の検査・試験に関する工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ その他 □ 理由:			仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫
施工管理及び品質向上等の工夫   ブレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫   仮設施工等の工夫   仮設施工等の工夫   既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫   保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫   作業の安全性向上のための施工方法等の工夫   その他   理由:   詳細評価内容:   「集計ソフト等の活用と工夫   躯体工事の品質管理の工夫   建築材料・機材の検査・試験に関する工夫   加工の検査・試験に関する工夫   品質記録方法の工夫   この他   理由:			運搬車両・施工機械等の工夫
□ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 □ 仮設施工等の工夫 □ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 □ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 □ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □ その他 理由:  詳細評価内容:  ■品質関係 □ 集計ソフト等の活用と工夫 □ 躯体工事の品質管理の工夫 □ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 施工の検査・試験に関する工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ その他 理由:			型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫
□ 仮設施工等の工夫 □ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 □ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 □ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □ その他 理由:  詳細評価内容: □ 集計ソフト等の活用と工夫 □ 躯体工事の品質管理の工夫 □ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 施工の検査・試験に関する工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ その他 理由:			施工管理及び品質向上等の工夫
□ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 □ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 □ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □ その他 理由:  詳細評価内容:  ■品質関係 □ 集計ソフト等の活用と工夫 □ 躯体工事の品質管理の工夫 □ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 加工の検査・試験に関する工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ よの他 理由:			
□ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 □ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □ その他 理由: 詳細評価内容: □ 集計ソフト等の活用と工夫 □ 躯体工事の品質管理の工夫 □ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 施工の検査・試験に関する工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ その他 理由:			
□ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □ その他 理由:  詳細評価内容:  ■品質関係 □ 集計ソフト等の活用と工夫 □ 躯体工事の品質管理の工夫 □ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 施工の検査・試験に関する工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ その他 理由:			
□ その他 理由:  詳細評価内容:  □ 集計ソフト等の活用と工夫 □ 躯体工事の品質管理の工夫 □ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 施工の検査・試験に関する工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ その他 理由:			
理由:    詳細評価内容:     集計ソフト等の活用と工夫     躯体工事の品質管理の工夫     建築材料・機材の検査・試験に関する工夫     施工の検査・試験に関する工夫     品質記録方法の工夫     品質記録方法の工夫     その他   理由:			
詳細評価内容:  □ 撮計ソフト等の活用と工夫 □ 躯体工事の品質管理の工夫 □ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 施工の検査・試験に関する工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ その他 理由:			
■品質関係  □ 集計ソフト等の活用と工夫 □ 躯体工事の品質管理の工夫 □ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 施工の検査・試験に関する工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ その他 理由:			<b>建</b> 甲 ·
□ 採前ラテト等の相所と工人 □ 躯体工事の品質管理の工夫 □ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 施工の検査・試験に関する工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ その他 □ 理由:			詳細評価内容:
□ 採前ラテト等の相所と工人 □ 躯体工事の品質管理の工夫 □ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 施工の検査・試験に関する工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ その他 □ 理由:		■口所則核	
□ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫         □ 施工の検査・試験に関する工夫         □ 品質記録方法の工夫         □ その他         理由:		■ 品質関係 - - - -	
<ul><li>□ 施工の検査・試験に関する工夫</li><li>□ 品質記録方法の工夫</li><li>□ その他</li><li>理由:</li></ul>			
□ 品質記録方法の工夫 □ その他 理由:			
□ その他 理由:			
理由:			
詳細評価内容:			
1			詳細評価内容:

別紙4-⑫(2) 監督員

考査項目	細別	評価対象項目
5 創意工夫	■安全衛生関係	安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)
		安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫
		□ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫
		□ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫
		□ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫
		□ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫
		作業時における作業環境改善等の工夫
		□ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫
		□ その他
		理由:
		詳細評価内容:
	■施工管理関係	□ 出来形の管理等に関する工夫
		□ 施工計画書または写真記録等に関する工夫
		□ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫
		□ CAD、施工管理ソフト等の活用
		□ CALSを活用した施工管理の工夫
		□ その他
		理由:
		詳細評価内容:
	■その他	□ その他
		理由:
		□ その他
		理由:
		□ その他
		理由:
(最大 7点)	]	詳細評価内容:
評点計= 点		

- ※1 評価は請負者から提出された実施状況に関する書類を活用する。
- ※2 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
- ※3 該当する数と重みを勘案して評価する。 1 項目 1 点を目安とするが、項目により 2 、 4 点で評価し、最大 7 点の加点評価とする。
- ※4 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。 なお、主任監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
- ※5 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。
- ※6 レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。